愛媛県木材協会だより

3 号

目　次

1．会長挨拶…… Ｐ１
2．平成 28 年度補正予算事業と平成 29 年度県事業の報告…… Ｐ２～３
3．愛媛県ＣＬＴ普及協議会の活動について…… Ｐ４
4．林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部…… Ｐ５
5．平成３０年度技能講習・特別教育等実施計画…… Ｐ６
6．柱材提供事業など各種支援制度の変更点ほか…… Ｐ７
7．林業・木材産業改善資金をご利用の皆様へ…… Ｐ８～９
8．行政機関（林業関係）・協会職員一覧…… Ｐ１０

一般社団法人 愛媛県木材協会

～ ご 挨 拶 ～

一般社団法人　愛媛県木材協会
会長　井関　和彦

一般社団法人 愛媛県木材協会の会員の皆様には、日頃から当協会の業務の推進にご協力とご支援をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 3 月に「森林経営管理法案」が閣議決定され、国の森林環境税の使途について、今国会で審議されることになりました。この制度は、森林所有者の経営意欲の低下が懸念される中で、市町村の体制を整備し、森林資源の適切な管理により林業を成長産業化へと育成することが目的ですが、森林環境税として徴収した資金は、森林整備や担い手の育成とともに、木材利用の促進にも使用され、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を実現させる計画と聞いております。地球温暖化の防止や国土保全などの森林の公益的機能の維持増進を図るためには、森林の整備を進める必要があり、資源の循環には木材の利用が不可欠となっています。

国の森林環境税が創設されれば、資金が安定的に確保でき、市町村の役割を明確に位置付けて森林の整備に取り組むことで、資源の活用、国産材の利用にも弾みがつくのではないかと期待しております。

しかしながら、平成 31 年 10 月には消費税率の引き上げが予定され、これからはいよいよ新設住宅の着工量が減少していく時代になると見込まれています。今後の木材需要をどのように確保していくのかが、我々業界の喫緊の課題になると考えております。新しい木材の需要先として、海外への輸出とともに国内においては非居住用建築の木造化や木質化などが重要となり、この分野での木材利用を進めるには、設計士の方々に木材や木造を理解していただくことが必要であると考え、当協会では今年度事業において、重点的に取り組む計画としております。また業界としましては、木材製品の信頼性の向上や円滑な供給体制の整備が求められますが、今年の 6 月には本県でもＣＬＴの生産が本格的に行われるようになりますので、高層建築の木造化を含めて、多様な木質部材の供給体制が整い、本県木材産業の飛躍の年になると考えております。

このように木材を取り巻く状況は大きく変化しようとしておりますが、愛媛県木材協会は会員の皆様のご協力を仰ぎ、関係機関とも連携して、消費者ニーズに応える木材製品を安定供給し、様々な分野へ木材を利用していくことで、木材産業や建築・流通業にとどまらず、地域経済の活性化に寄与して参りたいと考えております。

～平成２８年度補正予算事業と平成２９年度新たな県産材利用促進事業の報告～

当協会では、平成 28 年度補正予算「地域材利用の木材関係者等への支援対策」や平成 29 年度「新たな県産材利用促進事業」に取り組み、愛媛ブランド材の普及・PR 活動を行い、地域材の利用促進に努めました。主な事業結果を報告します。

①木造建築業者との連携強化事業

建築業と木材加工業が連携し、中大規模木造建築の具体化に向けて、木造トラスの設計・組立て・性能評価を行うとともに地域材の品質や加工、供給方法等を検討しました。

○第 1 回検討会議

・テーマ　中大規模木造建築の具体化に向けて
・日時　　平成 29 年 2 月 3 日（金）13:00～16:00
・場所　　愛媛県水産会館 6 階大会議室（松山市二番町）
・参加　　木材協会員、県建築士会員、行政担当者　55 名
・内容　　①これまでの検討経緯と今後の取り組みについて（事務局）
②中大規模建築に使用するトラスの体験～設計・試作と性能評価
③トラスの試験方法について
④トラスの設計・試作を行うグループとその分け方について

○第 2 回検討会議

・日時　　平成 29 年 3 月 9 日（木）13:30～16：30
・場所　　林業会館 3 階大ホール（松山市三番町）
・参加　　木材協会員、県建築士会員、行政担当者　52 名
・内容　　各班のトラス設計内容発表
・東予グループ　政石信行（建築設計エイチ・エム）
・中予グループ　矢野昭宏（愛媛県建築指導課営繕室）
・南予グループ　井上　剛（㈲マルヨシ）

○木造トラスの公開試験

トラスの作成条件

①スパン 8m　　②愛媛県産の構造用製材使用
③目標　設定荷重の 3 倍以上の強度（900N/m2）
設定荷重時に中央部分のたわみ 20mm 以内
④トラスの材料費と加工費は、150,000 円/体　等

強度試験は、愛媛県林業研究センター（久万高原町）にて公開により実施

・トラス 7 体（JIS トラス 1 体、3 グループ×2 体）
・平成 29 年 6 月 7 日、7 月 4 日、7 月 5 日、7 月 19 日、7 月 20 日、7 月 21 日

【トラスの公開試験愛媛県林業研究センター（久万高原町)】

左：強度試験前　計測機器の設置　　右：強度試験後　講師による破壊形態等の解説

②愛媛ブランド材展示施設整備事業

平成 29 年に本県で開催される「えひめ国体」の施設で地域材のベンチを展示するほか、四国四県の木材協会団体と連携し、四国霊場八十八カ所の寺院へベンチを展示し、普及・ＰＲを行いました。

【四国霊場八十八カ所の寺院（本県 26 霊場中、希望のあった 22 霊場で展示)】

③平成29年度 新たな県産材利用促進事業」の事業結果

これまでの木造トラスの試験結果等を踏まえ、改良トラスを作成し、公開により強度試験と長期の荷重によるクリープ試験を行い、性能を評価しました。

利用可能な木造トラスの一案を取りまとめ、木材加工業者や建築業者、行政関係者を参集して発表会を開催し、報告書は当協会ホームページに掲載しています。

・実大トラスの強度試験と長期荷重のクリープ試験（公開により実施）

平成 30 年 2 月 5 日(月）愛媛県林業研究センター：木材協会員、県建築士会員、行政担当者他 42 名参加

・中大規模建築に活用する木造トラスの発表会

平成 30 年 2 月 22 日(木）愛媛県林業会館：木材協会員、県建築士会員、行政担当者他　82 名参加

【公開によるトラス強度試験・クリープ試験・成果発表会の模様】

～愛媛県 CLT 普及協議会の活動について～

愛媛県 CLT 普及協議会は平成 26 年 8 月 1 日に CLT の普及と一般化を促進することを目的に設立され 4 年半程経過しました。当初は会員 58 社、賛助会員 2 社で発足しましたが、現在の会員数は 62 社となっております。

その間、講演会・現地研修会を開催するとともに、国の公募事業（H27）や県の委託事業（H27・H28・H29）を活用して CLT の普及や建設促進に取り組んできました。

平成 29 年度は県からの委託事業により、県内の公共建築物では初めて、県内では 2 例目となる CLT を使用して建築された内子高校部室の構造見学会と完成見学会を開催するとともに、県の補助事業を利用し CLT ベンチを作成しました。

【ＣＬＴベンチ】

ＣＬＴを活用した内子高校部室の概要

1　建築概要　建 設 地：愛媛県内子町内子
構　　造：木造２階建て
延床面積：283.86m2
建物高さ：6.29m

2　設計　設　　計：㈱連合企画設計（松山市）
構造計画･計算：きいぷらん（大分県日田市）

3　ＣＬＴの仕様　使用個所：壁・床・屋根
使用樹種：スギ（5 層 5 プライ）
強度区分：Mx60-5-5
使用数量：85.1m3

※ 県内で原料となるスギ原木を調達し、㈱サイプレス・スナダヤでラミナ加工を行い、銘建工業㈱（岡山県真庭市）でＣＬＴに加工

4　ＣＬＴ建築物の構造計算　平成 28 年 3 月に告示されたＣＬＴパネル工法の構造計算のうち、ルート 1 の手法により構造計算を実施

5　部室の概要　１階：体育器具庫(35.7 ㎡) 1 室、部室(10.8 ㎡) 6 室
２階：体育教官室(35.7 ㎡) 1 室、部室(10.8 ㎡) 6 室

6　施工･監理業者　施工：㈱山本建設　　代表取締役　長岡 幸男　（内子町）
監理：㈱連合企画設計　代表取締役　烏谷 陽一郎（松山市）

建築物外観

部　室

体育教官室

～林業・木材製造業労働災害防止協会 愛媛県支部からのお知らせ～

1　愛媛県における平成２９年の労働災害発生状況

前年に比べ、全産業で死傷者数は４％増加し、死亡者数は１６人で３人減少しました。
また、平成２８年以降、６０歳以上の労働災害が増加しております。
林業、木材製造業における労働災害の発生件数は次のとおりです。　※(　)内は死亡者数

・林業は減少　　対前年比　３％減　35件(2)(平成28年) → 34件(1)(平成29年)
・木材製造業は横ばい　〃　　増減なし28件(1)(平成28年) → 28件(0)(平成29年)

2　労働安全大会

各大会においては、参加者の安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図るとともに、労働安全に功績のあった次の方々が、昨年度受賞されました。

・第５４回林材業労災防止大会(主催:林材業労働災害防止協会)
　○本県の受賞者
　　感謝状　林災防愛媛県支部 前支部長　井関和彦
　　功績賞　林災防 特定専門調査員　戸田正和

・平成２９年度愛媛産業安全衛生大会(主催:愛媛労働災害防止団体協議会)
　○林災防関係の受賞者
　　産業安全功績賞　安全衛生指導員(西予地区)　松本茂雄

・第７６回全国産業安全衛生大会(主催:中央労働災害防止協会)
　○本県の林災防関係受賞者
　　緑十字賞　㈱ニシイチ　西山一郎

3　第１３次労働災害防止計画(平成３０年度～３４年度)の策定(全国版)

労働災害を減らし、安心して健康に働く職場の実現に向け、今年度から５年間にわたり、国、事業者等が目指す目標や重点事項を定めた第１３次労働災害防止計画が策定されました。

○計画目標　　死亡災害：１５％以上減少　　死傷災害：５％以上減少
○重点業種　　建設業、製造業、林業
○重点事項　　死亡災害の撲滅　→　林業における伐木等作業の安全対策
　（参考）年千人率（平成28年）建設業4.51、製造業2.72、木材製造業11.0、林業31.22

4　平成３０年度の主な行事

① 第５５回林材業労災防止大会
・開 催 日　　平成３０年１０月２４日(水)
・開催場所　　福島県郡山市

②集団指導会
昨年度に引き続き、木材製造業向けの実践的なリスクアセスメントの集団指導会を東予・中予・南予の各地区で開催しますので、積極的な参加をお願いします。

5　平成３０年度　技能講習・特別教育等実施計画

今年度の技能講習・特別教育等は、次ページに掲げているとおりです。

平成３０年度
技能講習・特別教育等実施計画

実施機関：林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

	講習科目	実施月日	実施場所
技能講習	はい作業主任者 （法別表18-16）	5月24日（木）～25日（金）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
		8月22日（水）～23日（木）	
		11月14日（水）～15日（木）	
		2月 6日（水）～ 7日（木）	
	木材加工用機械作業主任者 （法別表18-１）	11月 7日（水）～ 8日（木）	愛媛県森林組合連合会 中野事業所木材流通センター
特別教育	小型車両系建設機械運転業務 （整地、運搬、積込、掘削用　則36-9）	6月12日（火）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
	伐木等の業務 （則36-8）	4月12日（木）～13日（金）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
		6月13日（水）～14日（木）	
		8月 8日（水）～ 9日（木）	
		10月10日（水）～11日（木）	
		1月30日（水）～31日（木）	
	車両系木材伐出機械等の運転業務 ・走行集材機械 ・伐木等機械 ・簡易架線集材装置等	7月18日（水）～19日（木）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
	機械集材装置の運転の業務 （則36-7）	8月 3日（金）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
安全衛生教育	刈払い機取扱作業者 （基発66）	5月 9日（水）	松山流域森林組合
		6月15日（金）	
		8月10日（金）	
		10月12日（金）	
	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者（基発76、148）	7月10日（火）	愛媛県林業研究センター
		11月13日（火）	
	荷役運搬機械等によるはい作業従事者（基発76、148）	8月17日（金）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）

申込書等詳細は、愛媛県木材協会のホームページに掲載しております。
お問い合わせは林災防愛媛県支部まで　☎089-948-8973

～柱材提供事業など各種支援制度の変更点ほか～

① えひめ材の家づくり促進支援事業

・「柱材８０本プレゼント事業」の名称がＨ２９年度から「県産柱材プレセント事業」に変わりました。
・以前は補助の上限が１８４，０００円でしたが、Ｈ２９年度から１４７，０００円に変更されました。
・Ｈ３０年度からは、ＣＬＴを利用した場合も補助対象となり、補助単価をＣＬＴ使用量１㎥当たり６０千円とし、使用量に応じて１件当たり５０千円（下限）～１５０千円（上限）を加算する事となりました。
・本年度の申請時期等につきましては次のとおり予定しております。

第Ⅰ期	受付枠１３０棟	受付期間：H30. 4.1～H30. 7. 7(終了)	上棟期限：H30. 7.31
第Ⅱ期	受付枠１３０棟	受付期間：H30. 8.1～H30.11.10	上棟期限：H30.11.30
第Ⅲ期	受付枠　４０棟	受付期間：H30.12.1～H31. 2.28	上棟期限：H31. 3.10

※　なお、JAS 製品を供給できる JAS 認証工場は、愛媛県木材協会のホームページに掲載されております。JAS 製品の証明には同ホームページの「各種資料」のうち「JAS 格付証明書」の様式を利用して下さい。

JAS 認証工場以外の製品を使用する場合は、同ホームページの「JAS 同等材格付証明書」を当協会の検査を受けてから提出して下さい。

■＜申込先・問い合わせ先＞

・「県産柱材プレゼント事業」：愛媛県林材業振興会議
松山市三番町四丁目４－１　林業会館１階　TEL　089-941-0165
・「JAS 同等材格付検査」　：一般社団法人　愛媛県木材協会
松山市三番町四丁目４－１　林業会館３階　TEL　089-948-8973

② 地域材利用木造住宅利子補給制度

この制度につきましては、特に変更等はありませんが、申請に当たっては「納材証明書」も添付が必要となりますので、速やかに証明されるようお願いします。

■＜問い合わせ先＞

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課宅地建物指導係
松山市一番町四丁目４－２　TEL　089-912-2758

③ その他

■＜補助制度一覧＞

補助制度につきましては、愛媛県木材協会のホームページを開いて、左側にあるメニューバーの「補助制度について」をクリックしていただくと、補助制度・優遇制度の一覧が表示されますので参考にしてください。

～林業･木材産業改善資金をご利用の皆様へ～

平成 30 年 4 月改定版

「林業・木材産業改善資金」は、国と県が、林業者・木材産業者の経営改善のための設備投資、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組に対し、無利子で資金を貸し付ける制度です。限度額は、林業の場合、個人 1,500 万円、会社 3,000 万円、団体 5,000 万円、木材産業の場合、１億円となっています。但し、年度ごとの予算枠や貸付要望額、また、申請者の経営や資産の状況によって、限度額まで貸付けできない場合があります。

貸付金の償還期間は最長 10 年で、均等年賦払いで償還いただくことになります。

１．貸付対象者

① 林業従事者（森林所有者、素材生産業者等）

② 木材産業に属する事業を営む者（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）

資本金１千万円以下又は従業員 100 人以下（木材製造業は 300 人以下）の会社若しくは個人に限る。

③ ①②の者の組織する団体（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、木材製材協同組合等）

④ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの

会社にあっては、資本金１千万円以下又は従業員 300 人以下（木材卸売業、木材市場業の場合は 100 人以下）のものに限る。

⑤ 農商工等連携促進法第１３条第１項に規定する認定中小企業者

２．対象機械・施設

木材産業では、新たに合板製造、集成材製造、ラミナの製造、ペレット製造、プレカット加工木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合が対象になります。

① プレカット加工施設の導入
② 木材チップ製造施設の導入
③ 木質ペレット製造施設の導入
④ おが粉製造施設の導入
⑤ 割りばし製造機械の導入など

３．経営診断

改善資金の**借入申込額と借入残高が合わせて 500 万円を超える場合**は、愛媛県が業務を委託している愛媛県中小企業診断士協会が選任する**中小企業診断士による貸付けの適否に係る経営診断**を受けていただく必要があります。**経営診断において貸付けが不適と判定された場合は、貸付けはできません。**

経営診断は、申請書類による審査及び現地調査により行います。**委託料は県が負担します。**

４．中古機械に対する貸付

中古機械に対する貸付については、**メーカー又は販売代理店を通じた購入に限り貸付対象**とします。申込の際には、**メーカー等の稼動証明の添付が必要**です。

また、**償還年数はメーカー等の稼動証明年数以内**とし、償還期間中に故障等により使用できなくなった場合は、原則としてその時点で一括償還していただきます。

５．保証人及び担保

改善資金の確実な償還を確保するため、次のとおり保証人及び担保の提供が必要です。

(1) 連帯保証人

改善資金の借入金額（過去の借入金に未償還金がある場合は、これを合算した額）に応じて、次のとおり連帯保証人を立てていただく必要があります。

- ○　50 万円未満の場合にあっては１人以上
- ○　50 万円以上 1,500 万円未満の場合にあっては２人以上
- ○　1,500 万円以上の場合にあっては３人以上（今回改定）

(2) 譲渡担保

改善資金の**貸付金額**（過去の貸付金に未償還金がある場合は、これを合算した額）**が 500 万円を超える場合**には、**貸付対象物件を譲渡担保として提供**することが必要です。

(3) 不動産担保

改善資金の**貸付金額**（過去の貸付金に未償還金がある場合は、これを合算した額）**が 1,500 万円以上となる場合**には、原則として、**第１順位の抵当権設定が可能な不動産を担保として提供**する必要があります。

６．申請書類の提出経路

事務取扱機関（愛媛県木材製材協同組合）を経由して、必要書類を所轄地方局森林林業課（森林林業振興班）**に提出**します。

７．書類の提出時期

貸付・償還回数	貸付資格認定申請書等の提出期限 県（地方局）	貸付決定期日	償還期日
第１回	５月１５日	６月１５日	５月２０日
第２回	７月１６日	８月１５日	７月２０日
第３回	９月１５日	１０月１５日	９月２０日
第４回	１１月１５日	１２月１５日	１１月２０日
第５回	１月３１日	２月２８日	１月２０日

※申請書提出期限及び償還期日は、該当日が休日の場合はその翌日。

・貸付決定日から 30 日以内に、借用証書に申請者及び連帯保証人の印鑑証明書並びに改善資金専用の通帳の写しを付して事務委託機関（愛媛県木材製材協同組合）に提出してください。

・原則、着手（機械の搬入、据付）は貸付決定後・資金交付後に行います。やむをえず貸付決定前に着手の必要がある場合は、「貸付決定前着手届」を、貸付決定後、資金交付前に着手の必要がある場合は、「資金交付前着手届」を地方局に提出し、承認を受けなければなりません。

・資金交付時期の目安は、貸付決定日の翌月下旬の火曜日又は金曜日です。**資金交付から３ヶ月以内を目安に事業が完了**するように申請してください。**支払完了を以て事業完了**となります。

注意事項

・本資金と国庫補助金の併用はできません。

・償還期間中は導入機械・施設を無断で処分・貸出したり、目的外に使用することはできません。

・その他、借受者、連帯保証人、担保に何らかの変化があった場合は、変更届が必要です。

ご相談は、愛媛県木材製材協同組合へどうぞ

～県庁・林業研究センター及び当協会職員の紹介～

平成 30 年 4 月 1 日付け県庁・林業研究センター及び当協会職員について紹介します。カッコ内は担当業務及び研究課題です。

≪愛媛県≫　☎ 089(941)2111（代表）

- 農林水産部長　田所　竜二　（内 2025）
- 森 林 局 長　佐々木　秀和（内 2049）
- 林業政策課長　西浦　政隆　（内 4130）
- 主 幹（事務）　鳥生　敬央（けいおう）　（内 4131）
- 主 幹（技術）　岡　久夫　（内 4132）
- 検 査 班 長　合田　和寿　（内 4129）
- 森林整備課長　尾花　充彦（内 4162）
- 主　幹　（事務）　菊池　文孝（内 4163）
- 主　幹　（技術）　俊成　秀樹（内 4164）
- 工事検査専門員　西部　郁孝（内 4165）

≪木材流通戦略係≫☎ 089(912)2589

- 係　　長　信高　浩二（内 4144）（JAS 規格の普及、認証材制度，国補助事業、木質バイオマス等）
- 担当係長　越智　仁夫（内 4143）（県産 CLT 普及促進事業、愛媛県産材製品市場開拓促進事業等）
- 専 門 員　上野　太祐（内 4145）（県産材輸出支援事業、県産材販路開拓・製品増産支援事業等）
- 技　　師　安東　侑希（ゆうき）（内 4146）（公共施設木材利用推進事業、愛媛材住宅普及啓発事業等）
- 主　　事　竹本　憲生（内 4135）（県産材輸出支援事業、公共施設木材利用推進事業、木材統計等）

≪林業研究センター≫　☎ 0892(21)2266（代表）

- センター長　余吾　初徳
- 研究指導室長　仲田　幸樹
- 主任研究員　横田　由香（県産クヌギの材質特性の評価及び乾燥技術の開発等）
- 主任研究員　玉置　教司（県産材による直交集成板の試作と強度性能評価等）
- 研　究　員　中川　美幸（木質ハイブリッド耐火部材及び構造システムの開発等）

≪木材協会≫

- 専 務 理 事　三好　誠治（JAS 認定工場の検査・指導、国補助事業、JAS 同等材の検査(公共) 等）
- 検 査 課 長　原田　信幸（JAS 同等材の検査(一般住宅)、利子補給住宅の検査、改善資金等）
- 労働安全課長　鋤先　孝一（林災防、安全衛生教育研修事業、緑の雇用、巡回特殊健康診断等）
- 事 業 課 長　亀田　幸憲（国の需要拡大等に係る事業、県 CLT 普及協議会関係等）
- 会 計 主 任　草園　加奈枝（合法木材事業者認定、林災防の研修に関すること等）

一般社団法人 愛媛県木材協会

愛媛県木材製材協同組合

林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

〒790-0003

愛媛県松山市三番町 4 丁目 4-1　林業会館 3 階

TEL：089-948-8973

FAX：089-948-8974

H P：http://ehimewoodpage.com/